

農業委員会委員選挙人名簿登録申請について

平成21年1月1日現在で次の要件をすべて満たす人で、登録申請書の提出があった人を農業委員会委員選挙人名簿に登録します。

この申請は、農業委員会委員選挙人名簿などをつくるための基本となるものです。

【申請の要件】

- ▶ 市内に住所を有している人
- ▶ 平成元年4月1日以前に生まれた人
- ▶ 次のいずれかの条件を満たしている人
 - ①10a以上の農地で耕作の業務を営む人
 - ②①の人の同居の親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事し、農業委員会が認めた人
 - ③10a以上の農地で耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事し、農業委員会が認めた人

【申請書の配布・回収】

農業委員会委員選挙人名簿登録申請書は、行政区長を通じて事前に配布していますので、忘れずに行政区長まで提出願います。

【問い合わせ】

- ▶ 農業委員会各事務所
- ▶ 農業委員会農政総務課 総務係 ☎ 0220 (34) 2317

迫児童館幼児クラブ 会員募集

平成21年度迫児童館幼児クラブの会員を募集します。

【対象者】

- 市内在住の2歳児と3歳児
 - ▶ 2歳児＝平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ
 - ▶ 3歳児＝平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ

【ねらい】

- ▶ 2歳児＝親子で楽しく遊ぶ
- ▶ 3歳児＝集団で遊ぶ楽しさを味わう

【募集人員】

各40人

【活動日時】

- ▶ 2歳児＝午前10時～11時
- ▶ 3歳児＝午前10時～11時30分

【活動内容】

親子で一緒に歌や体操、手遊び、製作活動などをします。

【保育料】 無料（教材費、おやつ代は別途負担となります。）

【申込方法】 迫児童館備え付けの用紙に必要事項を記入の上、直接お申し込みください。

【申込受付期間】

1月15日（木）～2月6日（金）

【申し込み・問い合わせ】

迫児童館 ☎ 0220 (22) 2524

燃油・肥料高騰緊急対策事業

国では、園芸ハウス用燃料や肥料の高騰などによる農業経営の圧迫を緩和しようと、下記のとおり緊急対策事業を実施します。

①肥料・燃油高騰対応緊急対策事業

【事業実施者】 農業協同組合または3戸以上の農業者で組織する団体など ※20年生産調整実施者または21年生産調整実施確約者であること

【事業要件】 下記の肥料施肥低減技術に取り組むこと

※取り組みの内容は「2割低減技術」1項目または「2割程度低減技術」2項目に取り組めば2割低減とみなされます。すでに取り組んでいる人は、新たにいずれか一つへ取り組むことが必要です。

2割低減技術	2割程度低減技術	その他技術
▶側条施肥 ▶うね立て同時施肥 など	▶たい肥の導入・活用 ▶低成分肥料などの導入 など	▶フレコンでの肥料受け入れ ▶地域で特に認める技術 など

【助成概要】 前年度と比較した肥料費増加分の約7割を助成

②施設園芸省エネルギー技術緊急導入推進事業

【事業実施者】 農業協同組合または3戸以上の農業者で組織する団体など ※業者とリース契約する場合は、共同事業実施者として取り扱います。

【事業要件】 省エネ計画（燃油使用の低減に関する取り組み）を作成すること

【助成概要】 ヒートポンプ設備、木質バイオマス暖房機導入の1/2以内を助成

③肥料体系緊急転換対策事業

【事業実施者】 農業協同組合または3戸以上の農業者で組織する団体など ※20年生産調整実施者または21年生産調整実施確約者であること

【事業要件】 土壌診断など、施肥低コストにつながる取り組みの実施であること。

【助成概要】 土壌診断費、必要な施設・機械およびその他必要な経費を助成

①～③共通事項

【申込期限】 1月26日（月）

【申込先】 産業経済部農産園芸畜産課（市役所中田庁舎2階）

【問い合わせ】 ▶産業経済部農産園芸畜産課 園芸振興係 ☎ 0220 (34) 2713

▶J Aみやぎ登米営農企画課 ☎ 0220 (23) 1600

カウンセラーによる教育相談

市教育研究所では、不登校・いじめなどの子どもにかかわる悩みを抱えている人のために、専門のカウンセラーを配置して教育相談を行っています。

電話での相談もできますので、一人で悩まずにご相談ください。

【相談日時】

相談日	相談時間	
1月	13日（火）	① 9:00～9:50 ② 10:00～10:50 ③ 11:00～11:50
	20日（火）	
	27日（火）	
2月	3日（火）	④ 13:00～13:50 ⑤ 14:00～14:50 ⑥ 15:00～15:50
	10日（火）	
3月	3日（火）	

【場所】

市視聴覚センター2階 教育相談室

【相談方法】

面接、電話 ※いずれの場合でも予約が必要です。

【予約時間】 月曜から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで

【相談専用電話】

☎ 0220 (22) 8125

【予約先・問い合わせ】

市教育研究所 ☎ 0220 (22) 8029



1月は下水道事業などの負担(分担)金の納期です

1月は、公共下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業分担金、浄化槽整備推進事業分担金の第4期納期となっています。

忘れずに納めましょう。

【納期限】 2月2日（月）

【問い合わせ】

建設部下水道課 事業管理係 ☎ 0220 (34) 2359

平成21年度からの後期高齢者医療保険料の支払いについて

「年金天引き」か「口座振替」かを選択できることになりました

後期高齢者医療（長寿医療）制度のより円滑な運営を行うため、国では12月下旬に保険料納付方法の見直しを行いました。

今回の見直しに伴い、年金天引きからの納付方法変更要件が平成21年4月から廃止され、加入者の選択（口座振替に限定）により納付できるようになりました。実際の変更手続きについては、下記により行っていただくこととなります。

※制度見直しの周知のため、昨年12月末現在で年金天引きの対象者へ1月上旬に行政区長を通じて案内文書を送付する予定です。

【見直し内容】

保険料の年金天引きについては、昨年7月の見直しにより、一定要件を満たした人について、申し出により口座振替への変更を可能としていました。

しかし、平成21年4月からはこれまでの一定要件を廃止し、年金天引きと口座振替のいずれかを加入者が選択できるようになりました。国民健康保険料の年金天引きについても同様の扱いとなります。

◇平成21年4月以降の年金天引きを中止し、口座振替を希望する人は、下記によりお申し込みください。変更を希望しない場合は、手続きの必要はありません。

①年金天引きから口座振替に変更できる保険料（税）

⇒後期高齢者医療保険料、国民健康保険税

②口座振替依頼書の提出

⇒口座振替を希望する金融機関へ、「口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」を提出してください。
※口座名義人は、本人または家族
※国保税で以前の登録口座から振替するときや、現在、口座振替で納付しているときは不要です。

【必要なもの】

預金通帳、通帳届出印 ※口座振替依頼書は、金融機関窓口にて備え付けています。

③納付方法変更申請書の提出

【提出先】 総務部税務課（市役所迫庁舎1階）または各総合支所地域生活課 ※申請書用紙は、提出先窓口にあります。

【必要なもの】

- ▶金融機関へ提出済みの「口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」の本人控え（すでに口座振替済みの場合は不要です）
- ▶認印

【提出期限】

1月27日（火） ※期限までに申請があった分については、平成21年4月の年金天引き分から変更になります。

※すでに口座振替済みの場合でも、納付方法変更申請書の提出は必要です。

《口座振替の開始時期》

- ▶後期高齢者医療保険料⇒第1期の7月納期分から
- ▶国民健康保険税⇒第1期の5月納期分から

※期限後の申し込み分については、事務処理の都合上、平成21年6月以降の年金からの変更となります。

【注意】 年金天引きから口座振替に変更した場合、所得税や住民税の社会保険料控除は、口座振替により納付した人（口座名義人）に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税に影響が出ることがあります。

【問い合わせ】 総務部税務課 国民健康保険税係 ☎ 0220 (22) 2163